

平成23年8月4日
仙台河川国道事務所

名取川でゴミの不法投棄相次ぐ！！

8月3日（水）15時20分頃、河川巡視において仙台市太白区富田字京町外河原地先の名取川左岸河口から11.0km 附近の河川敷にテレビ・石油ファンヒーター・布団等が投棄されていました。仙台南警察署に通報し、16時20分から警察と現地立会を実施しました。また、去る7月15日には仙台市太白区郡山字南中河原南地先の左岸河口から6.5km 附近で自動車の廃タイヤ(18本)、8月2日には仙台市太白区袋原地先の右岸河口から6.0km 附近で家庭ゴミ（大型ポリ袋2袋程度）などの投棄を発見しています。

不法投棄は「河川法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為ですので、引き続き、河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

(参考)

国土交通省仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、笹川の5河川、管理総延長73.5km となっております。そのうち、名取川、広瀬川、笹川については18.9km を管理しております。

●罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では・・・三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では・・・五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金（法人等の場合は三億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

<添付資料>位置図、投棄状況写真

記者発表先：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局

仙台河川国道事務所

TEL 022-248-4131

仙台市太白区郡山5丁目6-6

河川管理課長

高梨浩志（たかなし ひろし）

7月15日発見

名取川 左岸 河口からの距離6.5k (太白区郡山字南中河原南地先)



タイヤ18本 投棄

8月2日発見

名取川 右岸 河口からの距離6.0k (太白区袋原地先)



家庭ゴミ 投棄

8月3日発見

名取川 左岸 河口からの距離11.0k付近 (太白区富田字京町外河原地先)



テレビ・石油ファンヒーター等投棄